

---

平成24年 第3回(定例)高鍋町議会会議録(第2日)

平成24年9月10日(月曜日)

---

議事日程(第2号)

平成24年9月10日 午前10時00分開議

- 日程第1 議案第32号 平成23年度高鍋町水道事業会計未処分利益剰余金の処分について
- 日程第2 認定第1号 平成23年度高鍋町一般会計歳入歳出決算について
- 日程第3 認定第2号 平成23年度高鍋町国民健康保険特別会計歳入歳出決算について
- 日程第4 認定第3号 平成23年度高鍋町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算について
- 日程第5 認定第4号 平成23年度高鍋町下水道事業特別会計歳入歳出決算について
- 日程第6 認定第5号 平成23年度高鍋町介護認定審査会特別会計歳入歳出決算について
- 日程第7 認定第6号 平成23年度高鍋町介護保険特別会計歳入歳出決算について
- 日程第8 認定第7号 平成23年度高鍋町都市計画畑田土地区画整理事業清算金特別会計歳入歳出決算について
- 日程第9 認定第8号 平成23年度高鍋町一ツ瀬川雑用水管理事業特別会計歳入歳出決算について
- 日程第10 認定第9号 平成23年度高鍋町水道事業会計決算について
- 日程第11 議案第33号 高鍋町災害対策本部条例の一部改正について
- 日程第12 議案第34号 高鍋町税条例の一部改正について
- 日程第13 議案第35号 平成24年度高鍋町一般会計補正予算(第2号)
- 日程第14 議案第36号 平成24年度高鍋町国民健康保険特別会計補正予算(第1号)
- 日程第15 議案第37号 平成24年度高鍋町下水道事業特別会計補正予算(第1号)
- 日程第16 議案第38号 平成24年度高鍋町介護認定審査会特別会計補正予算(第1号)
- 日程第17 議案第39号 平成24年度高鍋町介護保険特別会計補正予算(第1号)
- 日程第18 議案第40号 平成24年度高鍋町一ツ瀬川雑用水管理事業特別会計補正予算(第1号)

---

本日の会議に付した事件

- 日程第1 議案第32号 平成23年度高鍋町水道事業会計未処分利益剰余金の処分について
- 日程第2 認定第1号 平成23年度高鍋町一般会計歳入歳出決算について

- 日程第3 認定第2号 平成23年度高鍋町国民健康保険特別会計歳入歳出決算について
- 日程第4 認定第3号 平成23年度高鍋町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算について
- 日程第5 認定第4号 平成23年度高鍋町下水道事業特別会計歳入歳出決算について
- 日程第6 認定第5号 平成23年度高鍋町介護認定審査会特別会計歳入歳出決算について
- 日程第7 認定第6号 平成23年度高鍋町介護保険特別会計歳入歳出決算について
- 日程第8 認定第7号 平成23年度高鍋都市計画畑田土地区画整理事業清算金特別会計歳入歳出決算について
- 日程第9 認定第8号 平成23年度高鍋町一ツ瀬川雑用水管理事業特別会計歳入歳出決算について
- 日程第10 認定第9号 平成23年度高鍋町水道事業会計決算について
- 日程第11 議案第33号 高鍋町災害対策本部条例の一部改正について
- 日程第12 議案第34号 高鍋町税条例の一部改正について
- 日程第13 議案第35号 平成24年度高鍋町一般会計補正予算（第2号）
- 日程第14 議案第36号 平成24年度高鍋町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）
- 日程第15 議案第37号 平成24年度高鍋町下水道事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第16 議案第38号 平成24年度高鍋町介護認定審査会特別会計補正予算（第1号）
- 日程第17 議案第39号 平成24年度高鍋町介護保険特別会計補正予算（第1号）
- 日程第18 議案第40号 平成24年度高鍋町一ツ瀬川雑用水管理事業特別会計補正予算（第1号）

---

出席議員（16名）

1番 水町 茂君	2番 徳久 信義君
3番 岩崎 信や君	5番 緒方 直樹君
6番 池田 堯君	7番 中村 末子君
8番 黒木 正建君	10番 後藤 隆夫君
11番 青木 善明君	12番 松岡 信博君
13番 永友 良和君	14番 柏木 忠典君
15番 八代 輝幸君	16番 津曲 牧子君
17番 時任 伸一君	18番 山本 隆俊君

---

欠席議員（なし）

---

欠 員（なし）

---

事務局出席職員職氏名

議会事務局長 壱岐 昌敏君                      事務局補佐 鳥取 和弘君  
議事調査係長 山下 美穂君

---

説明のため出席した者の職氏名

町長	……………	小澤 浩一君	副町長	……………	川野 文明君
教育長	……………	萱嶋 稔君	教育委員長	……………	加行 正和君
農業委員会会長	……………	渡瀬 俊弘君	代表監査委員	……………	黒木 輝幸君
総務課長	……………	間 省二君	政策推進課長	……………	森 弘道君
建設管理課長	……………	芥田 秀則君	農業委員会事務局長	…	長町 信幸君
産業振興課長	……………	田中 義基君	会計管理者兼会計課長	…	井上 敏郎君
町民生活課長	……………	三浦 敏君	健康福祉課長	……………	河野 辰己君
税務課長	……………	原田 博樹君	上下水道課長	……………	日野 祥二君
教育総務課長	……………	黒水日出夫君	社会教育課長	……………	三嶋 俊宏君

---

午前10時00分開議

○議長（山本 隆俊） おはようございます。只今から、本日の会議を開きます。

---

日程第1. 議案第32号

日程第2. 認定第1号

日程第3. 認定第2号

日程第4. 認定第3号

日程第5. 認定第4号

日程第6. 認定第5号

日程第7. 認定第6号

日程第8. 認定第7号

日程第9. 認定第8号

日程第10. 認定第9号

日程第11. 議案第33号

日程第12. 議案第34号

日程第13. 議案第35号

日程第14. 議案第36号

日程第15. 議案第37号

日程第16. 議案第38号

日程第17. 議案第39号

## 日程第18. 議案第40号

○議長（山本 隆俊） 日程第1、議案第32号平成23年度高鍋町水道事業会計未処分利益剰余金の処分についてから、日程第18、議案第40号平成24年度高鍋町一ツ瀬川雑用水管理事業特別会計補正予算（第1号）まで、以上18件を一括議題とし、1議案ごとに総括質疑を行います。

まず、議案第32号平成23年度高鍋町水道事業会計未処分利益剰余金の処分について質疑を行います。質疑はありませんか。7番、中村末子議員。

○7番（中村 末子君） 7番。水道事業会計未処分利益剰余金の処分について、特定の基金積み立てとする理由は何かお伺いします。

○議長（山本 隆俊） 上下水道課長。

○上下水道課長（日野 祥二君） 上下水道課長。お答えをいたします。未処分利益剰余金の処分についてということですが、現在の起債の状況、それから基金の積立額等を考えまして、減債基金に積み立てることとしたものであります。

○議長（山本 隆俊） ほかに質疑はありませんか。7番、中村末子議員。

○7番（中村 末子君） なぜ、減債基金に積み立てるのかという理由が知りたいわけですよ。

○議長（山本 隆俊） 上下水道課長。

○上下水道課長（日野 祥二君） 上下水道課長。詳しく申し上げます。まず、処分の方法でございますが、まず1番は欠損金に充てると。で、高鍋町の場合は欠損金はありません。その場合は、その次にどうかということになりますと、積立金が当然であろうということになります。で、積立金を見てもみますと、まず減債基金積立金、それから考えられるのが建設改良積立金、二通り積立金が考えられると思いますが、その中で起債残高を見てもみますと約33億1,200万円ありますが、減債積立金は836万円です。それから、建設改良積立金は2億7,500万円とかなりの金額が積み立ててあるということで考えまして減債積立金が妥当ということで積み立てたということになります。

以上です。

○議長（山本 隆俊） ほかに質疑はありませんか。これで質疑を終わります。

次に、認定第1号平成23年度高鍋町一般会計歳入歳出決算について、質疑を行います。質疑はありませんか。7番、中村末子議員。

○7番（中村 末子君） 7番。質疑項目が多いですので、済みません、ゆっくり申し上げたいと思います。

歳入から歳出を引いた金額は4億3,500万円ですが、町債を考えたときにおおよそ、とんとんというところでしょうか。

歳入の交付税部分では監査意見書8ページ記載のとおりですが、国は三位一体改革からこっち、地方自治体への配分を減らそうとしてきましたが、政治局面絡みで、その配慮によって何とか維持できています。確かに地方交付税は増加していますが、特例措置で

の配分が多いと思いますが、全体的に見て、どのような成果としてみられているのかお伺いします。

町税、入湯税については減額、固定資産税、たばこ税などに関しては平成22年度より増額していますが、特筆すべき事項はなかったのかお伺いします。

町税、保育料、町営住宅などの収納状況について、お伺いします。収入未済額について減額できた理由として、滞納者への法的措置がなされ、優良納税者目線での配慮がなされていると見受けられますが、未済額発生事案としての具体的な内容について答弁を求めます。

また、不納欠損とした事案について特筆すべき問題点があるのかお伺いします。

町債の内容を見てみると、わずかではあります減少しております。しかし、その内容を見てみると、国と同じく借入金返済を借入金で賄う状況があります。このままでは地域での要望に応えられないと思いますが、町長の施政方針からして、実行、実現できたパーセントとしてはどのぐらいになるのでしょうか。

商工費に関しては、商業者世帯数、1事業者当たりの金額としてはかなり手厚くあると思いますが、農業者への助成事業としてはほとんど見受けられません。どのような政策のもと、このような結果となったのかお伺いします。

役場屋上のソーラー設置に関しては、事業が継続されているため、結果としてはまだ出ていないと思いますが、これまでの経過では、目標としてきた電気料金軽減について顕著な内容が出ているのかお伺いします。

高鍋町だけではなく、行政改革の名のもとに職員定数が削減された上に、公立保育園廃止などによる職員の職種変更もあり、仕事の量、質ともに変化してきたのではないかとと思うがどうでしょうか。

また、職員研修が実施されているが、研修成果としては具体的にどのような事例が挙げられ、どのような成果が出ているのか、そのことによって住民サービスの低下は見受けられなかったのか。

補助金が各種団体へ出されておりますが、その成果はどのようになっているのか。各常任委員会でも、当然その問題は議論されると考えますが、ここでは全体的に見た状況を述べていただきたいと思っております。予算流用については精査して行われていると考えておりますが、資金管理についてどのような配慮がなされてきたのかお伺いします。

食糧費の増加が、わずかではあります。監査意見書では、妥当だとの判断をされておりますが、増加した内容について具体的な答弁を求めます。

プレミアム商品券についての成果については、具体的に税収などを鑑み、成果は大きいものがあったのかどうかお伺いします。

高鍋町は数々の財産を所有しておりますが、その活用及び現在高については、自治体所有であるからかもしれませんが、有価証券などの評価などがどうなっているのか、具体的にはどのような運営形態となっているのかお伺いします。

また、出資金、出捐金に関して、高鍋町の財政が厳しい状況となれば、おのずとその活

用についてどうするのか判断を迫られるときが来ると思いますが、どのような協議がなされてきたのかお伺いします。財産活用及び活用できず必要経費が必要だと判断されるものもあると考えます。例えば、山林については、立米などはあるというだけで、何らの価値も見出せないという状況下にあると思いますが、その問題について協議などはなされたのかどうかお伺いします。

需用費に係る部分だと考えますが、ほとんどの職員がマイボールペンなどで仕事をしている実態があるのではないかと考えますが、実態はどうなっているのかお伺いします。

美術館については活用の仕方が難しいのではないかと考えますが、いま一度その存在感をアピールする活用はできたのかお伺いします。

扶助費の動向が大変気になる状況ですが、住民の生活環境は悪化する中で、平成23年度について扶助費から見る住民生活状況はどのように変化し、どのような対策を講じ、その成果はどうなってきたのかお伺いします。

○議長（山本 隆俊） 町長。

○町長（小澤 浩一君） お答えいたします。

まず、町長の施政方針からして、実行、実現できたパーセントとしては、どれくらいかについてであります。予算の執行に当たりましては、高鍋町総合計画を初めとする各種計画を踏まえ、施政方針に掲げた重点施策に取り組んだところであります。

次に、商業者、農業者への助成事業に格差が見受けられるがという点についてであります。私といたしましては、町の産業としての農業、商業を区別することなく、産業の振興を図っているところでございます。

次に、行革による仕事の量や質についてであります。行政改革の実施により、仕事の量や質はともに変化していると認識しております。

次に、職員研修の成果についてであります。専門知識の向上、政策形成能力、法務能力等の向上が培われ、人材育成が図られていると認識しております。このことにより、住民サービスの向上につながっているものと認識しております。

次に、各種団体への補助金の全体的に見た状況についてであります。いずれの補助金も適切に処理され、補助目的を達成しているものと判断をしております。

以上です。

○議長（山本 隆俊） 政策推進課長。

○政策推進課長（森 弘道君） 政策推進課長。地方交付税の特例措置に関する御質問です。まず、特例措置と言われている分が、人口や第1次産業の就業者数、高齢者人口、耕地及び林野面積等を用いて算定いたします。地方再生対策費と、人口、歳入の状況、第1次産業就業者数、年少者・高齢者人口、農業産出額等を用いて算定いたします。雇用対策・地域資源活用推進費がその御質問の意味だと思っております。この2項目につきましては国の配分額が減額となったことに伴いまして、需要額ベースで約7,200万円の減で約1億4,100万円となっております。

全体として地方交付税が増額となった理由は、公立・私立保育園の入所児童数、子ども手当交付者数、出生数等をもとに算定いたします社会福祉費、それと下水道費、それと臨時財政対策費の償還費、それと高齢者保健福祉等の需要額が増額となったこと、それと臨時財政対策振替分が減額となったこと、それと基準財政収入額が微増にとどまったということが要因でございます。

なお、先ほどの御質問の中で、国と同じく、借入金返済を借入金で賄う状況とありますが、町債の償還のために地方債を借り入れて返済したことはございません。

次に、予算流用についてでございますが、予算流用については、予算を上程する際には精査を重ねて、当初予算あるいは補正予算を編成しております。予算を執行する段階では予測できない事案、例えば突発的な物品等の修繕、施設の補修、あるいは国県補助事業等の事業費調整等、流用せざるを得ない場合が生じます。その際は担当課から政策推進課、内容によっては町長まで決裁を経て執行をしております。

次に、食糧費の関係でございますが、平成22年度と比較して増額となった主なものでございますが、2年に一度行われます議会と教育委員会の姉妹都市交流にかかわる経費、それと防災訓練の炊き出しの材料と非常用保存食の購入代、それと町制施行110周年記念事業に係る経費、それと22年度には口蹄疫により開催されませんでした。消防操法大会に係る経費、それと町人会設立、春季キャンプ歓迎式等に係る経費が増額となっております。

次に、出資金、出捐金の関係でございますが、町が出資、出捐している団体への資金は構成団体に割り振りされたものでございまして、高鍋町だけが返金を求めることはできないと判断しております。よって、今後の取り扱いについてということについては、特段、協議は行っていない状況でございます。

以上でございます。

○議長（山本 隆俊） 税務課長。

○税務課長（原田 博樹君） 税務課長。町税、入湯税については減額、固定資産税、たばこ税に関しては平成22年度より増額していますが、特筆すべき事項はなかったのかという御質問でございますけれども。町税、入湯税の減額については、個人所得、法人所得の減、それと入湯者の減少であります。固定資産税については、企業立地奨励条例に基づく平成20年度認定分の減免が終了したことによる調定額の増でございます。たばこ税につきましては、販売本数は減少しておりますけれども、増税が大きく影響したことによると思われます。

次に、町税に関して、収入未済額について減額できた事由というところでございますけれども、これについては、収入未済額を減額できましたのは、町税につきましては早期催告及び早期財産調査に基づく滞納処分を毎年強化してきた成果と分析しております。未済額発生事案としては、個人については所得減少等による生活困窮、法人につきましては事業不振等が主な内容でございます。

また、不納欠損とした事案についてでございますが、町税につきましては、特筆すべき問題は特になかったかと思えます。件数、金額ともに前年度より減少をいたしております。以上です。

○議長（山本 隆俊） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（河野 辰己君） 健康福祉課長。お答えいたします。

まず、未納額発生事案としての具体的内容についてでございますが、昨今の経済状況等により生計者のリストラや転職等による収入減、農業所得及び事業所得の減少や、離婚等により母子家庭となったことによる収入減少が主な要因と考えられます。

不納欠損とした事案についての問題点でございますが、保育料の不納欠損につきましては、地方自治法第236条第1項の規定によりまして不納欠損処分を行ったところでございます。不納欠損処分とした内容についてでございますが、金額が48万6,450円、件数が4件、昭和59年度から平成2年度の保育料でございます。

続きまして、扶助費の動向から見る住民生活状況の変化についてでございますが、まず扶助費につきましては、高齢社会の進展によりまして年々増加傾向にあります。平成23年度決算審査意見書にもありますように、扶助費につきましては対前年度比8.7%増、1億2,471万7,000円の増加となっております。この主な要因といたしまして、児童手当から子ども手当変更により約5,470万円、障害者自立支援法による障害福祉サービスへの認識が広まり、サービスを利用する障害者が年々増加し、これに比例して扶助費の支出も増加しているところであります。その費用が約5,100万円程度。また、昨今の経済状況等により仕事を求める母親が増加し、乳幼児から保育園に子供を預ける世帯が増加したことにより約1,200万円の増となっております。

このような状況に鑑みまして、町としましては、健康づくりセンターを中心に各種がん検診や特定健診、特定保健指導を行うとともに、プールを活用した水中運動事業を行うなど、生活習慣病対策を行ってまいりました。こうした事業を行うことにより、脳梗塞や心筋梗塞等の重症化を予防し、結果として各種障害福祉サービスを受けることにならないような対策を行ってまいりました。また、特定健診、特定保健指導率は、対前年度比で、それぞれ1.8%、6.4%増加するなど、一定の成果は上がっているものと考えております。

以上でございます。

○議長（山本 隆俊） 建設管理課長。

○建設管理課長（芥田 秀則君） 建設管理課長。町営住宅使用料の未済額発生事案の内容についてでございますが、例を挙げますと、アルバイトにより生計を立てているため、収入が安定しない。また、病気により仕事につけないため、収入がない。退職により収入が減ったなど、収入の減により、住宅使用料の滞納が発生している事例が見受けられます。

以上でございます。

○議長（山本 隆俊） 総務課長。

○総務課長（間 省二君） 総務課長。役場屋上ソーラーの件と財産有価証券の件でござ

いますけど、成果報告書の22ページにも掲載しておりますけど、22年と23年度の比較を成果報告書のほうに記載しておりますが、役場屋上ソーラー設置については、二酸化炭素排出量の削減を目的として行った事業であります。平成24年2月から本稼働いたしております。24年2月と3月の電力使用量の約18.8%は太陽光発電によるもので、前年度と比較しまして電気料金27万2,000円の削減でありました。

続きまして、有価証券の株券につきましては、現在7銘柄、監査意見書の31ページに記載しておりますが、23年度株配当金は100万9,930円でございます。運営形態としましては、株配当のみでございます。

○議長（山本 隆俊） 産業振興課長。

○産業振興課長（田中 義基君） 産業振興課長。プレミアム商品券についての御質疑でございます。プレミアム商品券発行事業につきましては、宮崎県口蹄疫復興中小企業応援ファンドの補助を受けまして、プレミアム率2割で、総額1億2,000万円を発行いたしました。商品券は、ほぼ完売しまして、ほぼ100%換金されております。消費者の購買意欲を喚起して、町内の中小商店、飲食店の活性化に少なからず寄与できたものと考えております。

それから次に、財産活用について、例に挙げりました山林についてでございますけれども、町有林については約24ヘクタールありまして、伐採適期を迎えているのが約8.31ヘクタールほどございます。現在の木材の市場動向を見ましても、伐採等の費用のほうが高いという状況がありまして、伐採時期を見きわめながら、収益が上がるような手法を今検討しているところでございます。

以上でございます。

○議長（山本 隆俊） 社会教育課長。

○社会教育課長（三嶋 俊宏君） 社会教育課長。美術館の活用についてお答えいたします。展示事業といたしまして、常設展のほか坂本正直展、近藤えみ展、郷土作家シリーズ河崎志郎絵画展、美術館所蔵名作展、池田弑栄創作展など、宮崎県に関係する作家の作品を中心に企画展を9回開催しております。特別展といたしまして、貼り絵画家で著名な内田正泰さんの作品展「四季の詩 貼り絵原画の世界」を開催しました。あわせて内田正泰さんの貼り絵教室を開催しましたが、その模様がテレビでも放映され、高鍋町美術館の存在を県内にアピールできたものと考えております。

以上です。

○議長（山本 隆俊） 総務課長。

○総務課長（間 省二君） 濟いませぬ。1点、職員のマイボールペンの件が抜けましたので、お答えしたいと思います。ほとんどの職員がマイボールペンで仕事をしているのではないかという内容でございますけど、少額の業務用の消耗品、ボールペン、消しゴム等は会計課のほうで一括購入しておりますので、そのようなことはないと考えております。

○議長（山本 隆俊） 税務課長。

○税務課長（原田 博樹君） 税務課長。プレミアム商品券についての成果については、具体的に税収などを鑑み、成果は大きいものがあるのかという御質問でございますけれども、税収にどのように反映されているかということについては、ちょっと把握できない状況でございます。

○議長（山本 隆俊） 7番、中村末子議員。

○7番（中村 末子君） 今、答弁をいただきましたけど、政策推進課長が答えましたけど、確かに、借金を借金で返すという状況は地方公共団体の中ではないんです、基本的にですね。ないんですけれども、結局税収が少ない、地方交付税が少ないことによって、また固定支出が多いことによって、なかなか事業ができないということ、端的に、短絡的に言ったことですので、そこはちょっと勘違いのないようによろしくお願ひしたいと思います。

1点ずつ、確認をしていきたいと思ひます。町税とか入湯税、入湯税の問題がちょっとあるんですけれども、納付がおくれてきてるとということが次年度にはあるんじゃないかなというふうに思ひますね。だから、そのことについて、めいりんの里の運営について、やっぱり把握しなければならない部署が確かに産業振興課ではありますけれども、税務のほうでも、そこを見切っていく状況というのが出ているんじゃないかなというふうに思ひます。そこで、いつごろからおくれて納入をされてきているのかということですね。

また、町営住宅について、保証人を選定時に——確かに個人の理由はわかりました——保証人選定時に保証人の収入状況など、どこまで調査を行い、本人が支払えない場合、保証人が支払うことのできるものがあるのか。また、そのとき、保証人にまで財産の差し押さえができる法的なことがあるのかどうかということをお伺ひしたいと思います。

あと、職員定数の問題で、適正な配置がなされているのかと。先ほど、マイボールペンの話が出て、会計で一括して購入して、多分マイボールペンではないというふうに答弁がありましたけれども、私が見ている限り、ほとんどの職員が大体マイボールペンと。会計課で一括して購入している分についての費用というのが、多分、年々少なくなってきたんじゃないかなというふうに思ひますね。だから、会計課で一括して購入している分については、逆に言えば町民の皆さんに使っていただく窓口対応の分だけが、ひよっとしたら買われているんじゃないかと思ひたりしないでもないわけですよ。だから、その辺のところの調査がどのように行き渡ってきているのかということが非常に気になっておりますので、そこを、もう一度お聞きしたいと思います。

で、職員定数の問題で、適正な配置がなされているのか。職員の精神状況把握はどうしているのか。また、今、職員の中で鬱などを初め精神的に病んでいる職員がいないのかどうか。仕事の量が、その職員に対して適切な量となっているのかどうか。そこ辺の把握を、安全管理をどういうふうにしてきたのかということについて、どういう把握をしていらっしゃるのかお伺ひをしたいと思います。

また、非常勤特別職に関して、行政事務連絡員さんへの報酬支出に関して、条例を鑑みて、条例どおりの運用ができていますのかどうかお伺ひしたいと思います。

それから、先ほど町長が答弁されて、商工費に関して、私がちょっと農業者関係よりも多いのではないかということの質疑に対して、町長はそんなことはない、両方ちゃんとバランスよくやってるんだということをおっしゃいましたけれども、決算関係を見てみると、どうもそうではないと思える節があるんですね。

だから、やはり商店街が、じゃあ、あの予算を使ってどういった効果が、成果が上がってきているのかという状況を考えたときに、どうもまだ効果が、すぐは上がらないというふうに恐らく答弁をされるのではないかなというふうに思いますけれど、やはり予算を使えば、ある程度の成果がしっかりとその年に見られないと、予算を出した意味っていうのが非常に薄くなってくる。

そして、先ほども地方交付税の問題をお話ししましたけれども、地方交付税が年々特定のものがあるって、地方交付税、確かに伸びてますけれども、でも私なんか考えると、例えば臨時対策債でも、ちゃんとその分が入ってきているのかなというふうに計算をしていくと、どうもそうじゃないんじゃないかなと思える節もなきにしもあらずなんですね。だから、全体的に見て予算の関係、いろんな関係を見て、決算時には、成果がしっかりと見受けられたかどうかというところで判断をしていくところでございますので、その辺のところは農業関係者から、俺たちには何のあれもないよみたいな話とか聞いたりね。

例えば、プレミアム商品券が発行されたときに、畜産業者の方からも、もうちょっと畜産業に対しての何らかのあれがあつていいんじゃないかと。商工業者は、じゃあ税収が今度上がったじゃろねという形で話が来るわけですよ。だから、商工業者の皆さんにはプレミアム商品券でかなりよかったと、企業運営がよかったというところもたくさんあるんですけども、そういうふうに関して、皆さんが全体的に見ていらっしゃる部分がありますので、そのところがどうやった、成果があつたのかということが、非常に緻密に精査をされた成果報告を出されていないと、なかなか、私たちも皆さんにお伝えすることができないということがありますので、そのところをお伺いをしたいと思います。

それから、例えば出資金、出捐金に関して、高鍋町の財政が厳しいとなればというところで、そういうものをおのずと出しているところで、逆に言えば、お金はほかの自治体も出していることであつて、そういうお金は使えませんよという、暗に、そのお金は要するに投じているだけだというだけで、それは出した以上、もう町が使えるお金ではないと、暗にそういうような答弁ではなかったかと推測できるような答弁だったと思うんですね。だから、私はその辺が非常にやっぱり気になるわけですよ。本当にお金がないときには、やはりみんなのところを精査していかないと。例えば、国では、いろんな、国の財政を出しているところで見直し活動も行われてきましたけれども、そういうことも含めて、やはり地方自治体も洗い出しをしっかりとしていく必要があるんじゃないかなと思いましたので、決算のときに、ちゃんとそのところがどうなってきたのかということをお聞きしました。

先ほど、例えば山林については、確かにこれは伐採するほうが高くて、出したりしていく費用とかいろんなことを考えたら、もうこれは逆に赤字になるんですね。だから、正直

な話言って、私も山を持っていますのでわかるんです。だけど、それを、例えば二酸化炭素の排出を少なくするために、それをやっぱり活用しているんだということがあれば、それはそれでまた活用の仕方というのが私たちの目に見えてありますよね。だから、そういうことも全体的に、総括的に、包括的に考えてどうなのかということ、平成24年度は、まだあと半年ぐらい残っていますので、23年度でそれをやられなかったということであれば、それも視野に入れてやっていただきたいなというのものもあるから、質疑を展開している部分があるわけですね。

それから、扶助費の問題ですけど、これがちょっと答弁が飛んでしまった部分があるんですけど、健康づくりセンターの中の成果でちょっと言われたんですけども、増加傾向した部分での対策ではなかったんじゃないかなというふうに思うんですね。例えば乳幼児の問題とか、児童手当とか障害者自立支援法の問題で増加しているんだということがあったけれども、具体的にね、それに対して対策を講じられるはずはないわけですよ、向こうからくる扶助費です。要求されている金額です。これは、もうこちらとしては図りようがない。

だから、私が一番聞きたかったのは扶助費から見る住民の生活環境、これが全体的にどうなってきたのかということ、やはり福祉課はしっかりと状況を把握していかないと、これで生活保護世帯がふえたりとか、いろんなことがふえたりしていく状況がひょっとしたらあるんじゃないか。これは、やはり税務課と協議をしていながら、その収入状況がどうなっているのか。年金がだんだん引き下げられたりしている中で、じゃあ高鍋町でどうしていくべきなのかというところは対策はなかなか出てこないと思うんですけども、そういうことを考えていく自治体、町政運営をしていく必要があるのではないかと私は思うわけですね。だから、住民の皆さんから要求があったことをしっかりと私たちは落としていながら、それが一つでも実現できるような可能性を私たちに託していらっしゃるわけですので。

だから、扶助費については、確かにこれは出さねばならない分野なんですよね。だから、扶助費を下げるちゅうことはできないけれども、扶助費が何でこうやってふえてきたのかというところの原因をある程度追求していかないと、しっかりと自治体運営が望めないんじゃないかというふうに思うんですね。これからますます、この扶助費が多くなっていく状況の中で、私たちがどうやって、自治体を運営していく大事な局面だというふうに思っています。また、常任委員会の中でも、こういうところは、しっかりと各常任委員会でされると思いますけれども。

先ほど、ちょっと答弁が違ったと、私、思いましたので。扶助費が上がっていく中で、住民の生活環境がどうなっているのかと、全体的にどう捉えているのかと。これは、やはり町長がしっかりとそこら辺の状況を見きわめながら答弁をしていただければよろしいんじゃないかなというふうに思いますので、よろしくお願ひしたいとします。

○議長（山本 隆俊） 税務課長。

○税務課長（原田 博樹君） 税務課長。平成23年度のめいりんの里の入湯税について滞っておったんじゃないかと、指導があったのかということでございますけれども、年度途中から、おくれましたけれども催告書の送付、それと納税指導はきちっとやっております。

以上でございます。

○議長（山本 隆俊） 建設管理課長。

○建設管理課長（芥田 秀則君） 建設管理課長。町営住宅の連帯保証人についてであります。申し込み時に2人の方の保証人をお願いしているところでございます。この保証人に対しましても収入証明書などをつけて、滞納がないかどうかを調査しております。

それから、保証人の方につきましては、滞納者への、納付してもらうように促しているところでございます。

それから、保証人から支払いをもらったのかということでございますけれども、現在のところ、※保証人から支払いを受けたことはございません。

以上でございます。

○議長（山本 隆俊） 政策推進課長。

○政策推進課長（森 弘道君） 政策推進課長。臨時財政対策債の償還金でございますが、これは理論算入されておまして、実際上の町の借り入れより、それ以上入ってきておりますので、それは算入、十分されているということでございます。

それと出捐金でございますけど、出捐金の交付先——交付先というところとちょっとあれですけど——大体、財団法人あるいは公益法人に拠出するものを出捐金と言っておまして、株式会社については、それが、出資金というふうになろうかと思いますが。出捐金の違いは、一種の寄附的な性格を持っておまして、払い戻しとか買い戻しはできないというふうになっております。また、配当も出ませんので資産形成の価値もないということですが、先ほど申し上げましたとおり、それについて、高鍋町だけがそれを戻してください、運用するからというふうなことについては、ちょっと町単独ではできる話ではないというふうに思います。

○議長（山本 隆俊） 総務課長。

○総務課長（間 省二君） マイボールペンの費用の関係ですが、その調査をどうされたのかという項目なんですけど、会計課のほうで一括管理をしております。この少額、100円、200円程度の金額ですけど、そういったものについては、会計課のほうで予算要求、各課ありますので、担当課長補佐がその管理になっておりますので、その補佐のほうに申し出たら、そういったのは解消されると思います。

それから、職員の配置につきましては、確かに行革の一環で、本当に、先ほど町長が申しましたように質、量ともに上がっております。非常に一人一人の器を大きくしないと適応できない状況にあるのは確かでございます。職員の適正な配置、管理等を、今後、心がけていきたいと思っております。

※後段に訂正あり

それに伴いまして職員が、躁鬱になってきている職員等も見受けられます。安全管理組合等も年に2回程度ですけど、それから毎月1回、茂木先生を入れて心の安全管理ということで——毎月第3水曜日ですが——行って対処をしている状況でございます。

それから、非常勤行政事務連絡員につきましても、今のところ健全な運営をやっているのではないかと考えております。

○議長（山本 隆俊） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（河野 辰己君） 健康福祉課長。扶助費の動向についてであります。議員がおっしゃったように、扶助費につきましてもそれぞれの法律に基づいて執行を行っておる関係で、法律の変更でありますとか、制度の変更に行いましてこういった、結果的には大きな扶助費が伸びているというのが一つと、先ほどから申し上げておりますとおり、高齢化がかなりのスピードで進行しているということもあります。で、住民の生活環境につきましても、昨今の経済状況が、こういう状況がずっと続いておる関係で、生活保護世帯についても、毎月平均すると、二、三件程度が必ず生活保護の申請があるような状況が続いておりますので、今後についても、住民生活全般を見据えながら今後の対応をしていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（山本 隆俊） 町長。

○町長（小澤 浩一君） 私が施政に掲げました項目につきましては全て取り組んでおります。しかしながら、長期にわたり取り組んでまいる必要があると思っておりますので、パーセントとかそういった効果というのが、まだ出てきてないものも多々あると思っております。

以上です。

○議長（山本 隆俊） 7番、中村末子議員。

○7番（中村 末子君） 7番。今まで、もうこれで3回目ですので、あとができないんですけれども。私が一番聞きたいのは、平成23年度の町民の生活状況がどうだったか、決算から見て、どう把握しておられるかということを具体的に聞きたいというところで、各種項目したわけですね。だから、全体的に見てどうだったのかと。例えば、それが町長サイドであり、教育サイドでいえば、子供たちの状況がどう変化してきたのかということも聞きたいわけですね。そうやって、ちゃんと把握していかないと、高鍋町の全体がね、先ほど高齢化率が高くなるという状況の中で、例えば防災関係でいっても、これから先、災害時において逃げられない人、そういった取り残される人たちというのが出てくるんじゃないかと。だから、やはり私、心配なわけですね。だから、そういう全体の状況をどう把握しているのか。そして収入状況を把握していきながら、これだけどうなっているのか。

例えば、細かいことを言うようなんですけれども、自治体がやはり、今は全体的な国の流れとして、自助、共助、公助とあって公助が最後に来るんですよね。ところが、もう今は自助努力をしても、ともに助け合っていても、公助がなかなかしていただけないとい

う状況にあるんじゃないかなというふうに思うんですね。その中で、やはり公助を全面的に持っていく形の中で言えば、先ほど言ったような全体的な状況把握をどうしてきたのか、そしてそれに対処するための成果がどうだったのか、というところをしっかりと町長には答えていただけないかなというふうに思うんですね。

だから、例えばプレミアム商品券について税収の問題でどうなのかということも把握してないという状況がありますよね。私は、だから、今度プレミアム商品券を出すというときでも予算が上がってきても、例えば税収でこれだけ上がるんですよと、商店街が生き残れるんですよというところが具体的に上がってこないと、みんなで、じゃあプレミアム商品券、協力しようじゃないかという意識がだんだん薄れてくると思うんですね。

おまけに、昨年度、一昨年度のプレミアム商品券よりは非常に国の政策とかみ合って、いろんな商品も買われてきた部分もありますけれども、じゃあ、今年度は国の政策そんなにはないよと、じゃあどうしようかという形になると思うんですね。例えば車なんかは、エコの車を買えば安くと、減税がありますよね。ところが、車を買えるほどのプレミアム商品券は買えないというところがあれば、一定の効果は、じゃあどうやって出てくるのかというところを、私はわかりやすく説明をしていただかないと。

決算だけじゃないんですよ、見ていくのは。決算と補正予算も出される。その中で、やっぱり全体的なバランスを考えながら、こちらは質疑を展開してきている部分があるわけですよ。そうしないと、これが今度は平成25年度の予算を組むときに、どこに重きを置いて予算を配分していくのかという状況が非常に私は大切になってくるんじゃないかなと思うんです。だから、決算は、ただ認定すればいいんだということではない。逆に、決算でどういった成果があったのか、そして税上でどれだけの効果があったのか。私たちはただけるところからはしっかりといただきながらやっていくという必要性があるんじゃないかなというふうに思うんです。

先ほど、建設管理課の方が、住宅使用料について保証人からいただいてないということでしたけれども。例えば、社会福祉協議会が行っている5万円の一時貸付金についても、これは、本人が支払わない場合は保証人が支払うということになってるんですね。だから、そういうふうにして最初から約束を取りつけてやっている関係上、保証人にしっかりとその辺を、ただ啓発をしていただくと、本人に促していただくというだけではなくて、最終的には、保証人になったら支払う必要性も出てくるんですよというところの意識づけというのができてないということから考えると、やはり住宅使用料についても収入未済額が発生する可能性が出てくる。

だから、今は保育料についても、3カ月滞納すれば、もう預からないというような方針というのを出されているようなんですね。民間、公的な部分も。公的な部分では、多分そういうことは、ひょっとしたらないのかもしれないかもしれませんが。民間の部分では非常にそこを厳しく言ってきて、子供を預けて働きたくても、最初まだ働いてないために保育料を滞納しなければならないという状況があって、やはりそういう家庭からいろんなお話が来る

んですけど、保育料を納められないという方々も中にはいらっしゃると思うんですね。だから、3カ月たったら、もう保育料、入らないために、じゃあどういう約束をしていくのかというところをね、私、この23年度、どういうふうにやってこられたのかということ具体的に聞きたいわけですよ。その政策が、成果が上がっているのかどうか。そして、それでまたトラブルが起きなかったかどうかというところをしっかりと精査していく必要が、私は決算認定ではあるのではないかと考えておりますので、最後にそのところだけを、もう一つ答えていただけたら、突っ込んだ答弁をしていただければ大変ありがたいと思います。

○議長（山本 隆俊） ここでしばらく休憩をしたいと思います。11時から再開します。

午前10時50分休憩

.....  
午前11時00分再開

○議長（山本 隆俊） 再開します。

先ほどの建設管理課長のほうの発言をちょっと訂正させていただきたいということです。建設管理課長の答弁を求めます。

○建設管理課長（芥田 秀則君） 申しわけありません。先ほど、連帯保証人から支払いを受けてないと言いましたけども、支払いを受けておりますので、訂正させていただきます。

○議長（山本 隆俊） 町長。

○町長（小澤 浩一君） お答えいたします。私がどう思うかと、23年度ということでございますが。監査委員のほうから、意見書、成果表等いろいろ出していただきまして、意見もいただきました。そのことを鑑みまして、23年度はおおむね良好で済んだと思っております。

以上でございます。

○議長（山本 隆俊） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（河野 辰己君） 健康福祉課長。保育料を3カ月滞納したときの退園措置についてでございますが、以前につきましては確かに——そういう措置をとったことはないんですけど——予告として、申し込み時においてそういう文言を出しておったんですけど、いろいろ精査した結果、ちょっと問題があるということで、現在においては、納付書を発送するときに滞納処分をするおそれがあるという予告をしているという形で対応しております。

それと、23年度の保育料の決算においても、現在、職を求める保護者、お母さん方が多いということで、求職を事由に保育園を申し込みされる方が多いようであります。で、その方が滞納をされておった場合について、保護者と話し合いをしまして、一時保育に切りかえて保育料を少なくするという形で対応等を行いました。23年度はですね。

以上でございます。

○議長（山本 隆俊） 他に質疑はありませんか。——これで質疑を終わります。

次に、認定第2号平成23年度高鍋町国民健康保険特別会計歳入歳出決算について質疑を行います。質疑はありませんか。7番、中村末子議員。

○7番（中村 末子君） またこれも、ちょっと項目がありますので、ゆっくり言わせていただきたいと思います。国民健康保険税の収納状況は、意見書にもありますけれども例年どおりのようです。しかし、職員は医療費減額に頑張っているにもかかわらず、相変わらず伸びが大きいようです。そこで伺いますが、医療費の伸びが大きい顕著な理由は何なのか。その対策はどうしてきたのか、効果は出てきたのか伺います。

また、高鍋町にはお医者さんが多いことが医療費の伸びと関係しているのかいないのか、伺います。

また、柔道整復に関して、法改正により柔軟な対応となってきましたけれども、それに伴って多重受診、毎日受診などが出ているのか、その精査はレセプトで判断できているのか、できてきたのか伺います。

収入未済額に関して、どの範囲で法的に処理しているのか伺います。

また、延滞金発生があると思うが、滞納者に対してどのくらいまでの便宜を図れるのか、そのときにその人の個人給与、年金などの収入を考え範囲が定められているのか。具体的な資料があれば特別委員会に、これは提示していただければと思います。

1人当たりの医療費は少なくとも、保険税については非常に高くなっております。確かに基金不足で保険税を低く抑えることはできないことは理解できるんですけども、一般会計から繰り入れてでも低く抑えることはできなかったのか。そのことが保険税滞納へつながったのではないかと危惧されますけれども、その問題点の追求は行ってこられたのか伺います。

加入世帯減少についての理由は何か伺います。

○議長（山本 隆俊） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（河野 辰己君） 健康福祉課長。お答えいたします。まず、医療費の伸びが大きい顕著な理由は何かとの御質議についてでございますが、当町の平成23年度一般被保険者医療費の伸びは前年度比プラス0.3%で、全国平均の3%と比較して大きく下回っております。対策としましては、生活習慣病予防、早期発見早期治療のための特定健診や、各種検診を毎年実施しているところでございます。

次に、医療機関と医療費につきましては、医療機関の充実が早期発見早期治療により重症化の抑制につながっているのではないかと考えております。

次に、柔道整復につきましては、規制緩和による柔道整復師の増加から全国的に施術所が乱立し療養費が急増している中、現在、国が支給基準を含めた制度見直しを行っているところでございます。レセプトで全てが判断できるわけではございませんので、当町では現在データ抽出、聞き取り調査等を進めているところでございます。

次に、一般会計からの繰り入れにつきましては、平成23年度は一般会計から約3,300万円の法定外繰り入れを行っております。保険税率は平成21年度から据え置

いておりますが、収納率は2年連続で伸びているところから、最低限の一般会計繰り入れの効果があったと考えております。

次に、加入世帯減少につきましては、75歳到達による後期高齢者医療への移行が主な理由でございます。

以上でございます。

○議長（山本 隆俊） 税務課長。

○税務課長（原田 博樹君） 税務課長。収入未済額に関して、どの範囲で法的に処理しているのかということでございますけれども、収入未済額のうち約1億円は財産調査に基づき、地方税法第15条の7第1項各号に該当する執行停止となっております。ほかの未済額については、差し押さえによる取り立て中のものもございます。

続いて、延滞金についての御質問でございますけれども、延滞金について滞納者に対してどのくらいまで便宜が図られるのか、そのときにその人の個人給与、年金など収入を考へ範囲が定められているのかについてでございますけれども、延滞金免除等は地方税法に基づき、執行猶予や執行停止に該当するケースなどに対して行っております。範囲については、地方税法上、具体的な収入状況等の定めはございません。

また、申しわけありませんが、資料についてもございません。

以上でございます。

○議長（山本 隆俊） 7番、中村末子議員。

○7番（中村 末子君） 7番。私がちょっと気になったのは、延滞金ですよね。この問題については、やはりある一定の基準を設けていかないと、延滞金が多くなり過ぎて、とても納められる金額じゃないという方もあるやに聞くんですね。だから、そういうことを考えたときには、延滞金についてある一定の基準額を設ける必要があるのではないかと。

逆に、保険税についてはやっぱりきちんと納めていただきたいと思いますので、その問題をどう議論してきたのかということが知りたかったんですけども、その資料がないということですので、資料をつくってらっしゃらないってことだと思いますので、できればその辺のところは私は提示していただきたかったなというふうに思うんですよね。どれぐらいの延滞税を、要するに考慮してあげたのかどうかというところを、やっぱりちゃんと知らないで、金額的に。それを、だから不能欠損にしたのかどうかというところを含めて、保険税だけではないというところが知りたかったということです。

そして、先ほど確かに3,300万円の法定外の一般会計からの繰り入れというのがありますけれども、これは国保税は借入れを行いましたので、その分を特段の配慮をもって、恐らく入れていただいているというふうに思いますけれども。私が申し上げたかったのは、やはり保険税が高いと、どうしても高鍋の場合は、基準財政需要額から考えていろんな費用面で、収入面で低い部分があるわけですね。だから、1人当たりの医療費は少ないんですけども、国保税が高くなっているという状況がちょっとあるものですから、その辺のところ、どういった考えで運営をされてこられたのかということが知りたかったわ

けですね。

確かに借入金をした、今、基金も、もう4億円を超した状況ですので、その辺のところは少しまた保険税を抑えられる可能性もあるとは思うんですけど、返済をしながら基金から出していくちゅうのも、なかなか立場上できなかったかもしれませんけれども。医療費の伸びが全国的に見て少ないということなんですけれども、やはり各種検査で、この1年間、平成23年度頑張ってきた結果、先ほど一般会計のほうで答弁されましたけれども、特定健診率なんかがどういうふうになってきているのかということも、ちょっとパーセンテージで示していただければ、できればこの場でわかれば、この場で示していただければと思います。ここに持ってきていらっしやらなければ、また特別委員会のほうに資料を持ってきていただいて、ぜひ特定健診率を含めて、どういった健診内容しているのかというのを具体的に提示していただきたいと思います。

収入未済額に対して法的に処理されているということなんですけれども、延滞金との関係がちょっとあったもんですから、延滞金をどうしているのかなということも、具体的に答弁していただければというふうに思います。その1点だけです。

○議長（山本 隆俊） 税務課長。

○税務課長（原田 博樹君） 税務課長。延滞金についての免除基準とかなのかという御質問ではないかというふうに思っておりますが、今のところそういう基準もつくっておりません。

また、国保税については、収入のない方を均等割がかかるぐらいの目的税でございますので、今後はそういう生活状況も含めて、どうなるかわかりませんが、協議をしていきたいというふうに思っております。

○議長（山本 隆俊） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（河野 辰己君） 健康福祉課長。まず、医療費がほぼ横ばいだったというのは、50万円以上、あるいは100万円以上のレセプトの件数が、昨年度と比べて大きく減っております。その関係で医療費が伸びなかったというのが1点であります。

特定健診の数値につきましては※34.5%だったと記憶しておりますが、正確な数字は委員会のほうで提示したいと思います。よろしく申し上げます。

○議長（山本 隆俊） ほかに質疑はありませんか。——これで質疑を終わります。

次に、認定第3号平成23年度高鍋町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算について質疑を行います。質疑はありませんか。7番、中村末子議員。

○7番（中村 末子君） 7番。県での一括方式のため、医療費の状況が把握しにくいんですね。

また、特定健診率が費用負担にかかるため、矛盾を感じることも仕方がないと諦めるべきなのかわかりませんが、医療費の伸びの原因追及などについてはできないのかお伺いしたいと思います。

○議長（山本 隆俊） 健康福祉課長。

※後段に訂正あり

○健康福祉課長（河野 辰己君） 健康福祉課長。お答えいたします。まず、医療費の伸びの原因追及などについてはできているのかとの御質疑についてでございますが、これにつきましては、宮崎県後期高齢者医療広域連合が2年に一度、医療費分析を実施しております。平成23年度分につきましては、平成24年度に実施予定でございます。ただし、市町村ごとの疾病分類は行っておりません。

○議長（山本 隆俊） 7番、中村末子議員。

○7番（中村 末子君） 7番。済みません。また、収入未済額についての発生原因はどのようなものがあるのかもお答えを、済みません、いただきたいと思います。

○議長（山本 隆俊） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（河野 辰己君） 健康福祉課長。失礼しました。次に、収入未済額についての発生原因についてであります。これにつきましては主に生活困窮でございます。以上でございます。

○議長（山本 隆俊） ほかに質疑はありませんか——これで質疑を終わります。

次に、認定第4号平成23年度高鍋町下水道事業特別会計歳入歳出決算について質疑を行います。質疑はありませんか。7番、中村末子議員。

○7番（中村 末子君） 監査委員の意見書にもあるんですけれども、下水道会計については大きく2つあると考えます。将来的を見据えて認定区域終了後の問題をあと3年間で話し合い、工事終了後の負担をどうするのか。現在、住民は下水道と合併浄化槽、くみ取りなどで終末処理の負担をそれぞれに行っております。

しかし、くみ取りについては衛生組合への負担金があり、合併浄化槽については下水道、くみ取りからしても高い負担金を個人が支払っている状況なんです。

下水道では、これからの修繕費及び維持管理費について区域内での住民で負担できる金額を出せばいいと思うんですけれども、私の試算でもかなり高額になります。下水道のつなぎ込みをしていない方へお話を伺ったところ、将来負担を考えると、とてもつなぎ込みは二の足を踏んでしまうということでした。

下水道つなぎ込み範囲は、高鍋町の総面積からすると何%であり、加入世帯は何%でしょうか。町民全体から考えてみますと、例えば国民健康保険税加入者のパーセントで換算すると、一部への負担についてはできないようなお考えをお持ちだということが答弁でわかっております。だからこそ、町長が、公平で公正なまちづくりを提唱されている中で、本当の公平さとは何なのか、検討されてきたと思いますが、下水道ではこのような議論はなかったのかお伺いします。

この問題があるからこそ、下水道徴収の手続が漏れ、その回収ができない状況に困惑しているのです。職員の努力は認めてあげたいのですが、町長はどうでしょうか。みずからの行動についてはどうでしたでしょうか。住民に理解をしていただける状況は、この1年間つくれたのかお伺いしたいと思います。

長寿命化計画についてはどうなっているのか。平成24年度まで計画しているので、ど

こまでの結果が得られたのか、具体的にお伺いしたいと思います。

○議長（山本 隆俊） 町長。

○町長（小澤 浩一君） 町長。お答えいたします。下水道徴収漏れにつきましては、町長として常に責任を持ち、担当課に定期的に業務の状況を報告させ、住民の理解を得られるよう説明をするように命じているところでございます。

以上です。

○議長（山本 隆俊） 上下水道課長。

○上下水道課長（日野 祥二君） 上下水道課長。下水道のつなぎ込み範囲につきましては、高鍋町面積の4.6%です。世帯率では33.7%になります。

下水道区域内外の汚水処理に対する負担金の公平さについては、使用料金設定時に浄化槽管理費やくみ取り料金との比較を行い、均衡を図っておるところです。現在は、世帯人数が違いますと一概に比較ができないということもありまして、検討は行っておりません。今後は、事業計画の見直しを行っていく中で検討を進めることになると考えております。

長寿命化計画につきましては、平成22年度、23年度の2カ年で計画を策定し、ことしの6月に国に対し申請を行ったところです。現在、県と国と調整し、詳細設計発注の準備をしているところであります。

○議長（山本 隆俊） ほかに質疑はありませんか。7番、中村末子議員。

○7番（中村 末子君） 町長は責任を持ち担当課に、要するに徴収の漏れですね、このことに関しては担当課に報告をさせているということだったんですけれども。監査委員の意見書にもありますが、これ以上の歳入は見込めないという状況がある中で、やはりこれをどうやって町民の皆さんに理解をしていただくのかということは、非常に難しい状況があるのではないかなというふうに思いますけれど。今どのような、この平成23年度はどのような状況を踏まえて、成果があったのかなかったのか。監査委員の意見書を見る限りでは、そう進展がなかったように見受けられますけれども、そのことについてどうだったんでしょうか、もう一度、再度お伺いをしたいと思います。

それから、なぜ私がかみ取りを初め、いろんなことを申し上げたかということ、法律も変わってきてるんですね。その中で、例えば合併浄化槽、我が家はつけているんですけれども、合併浄化槽は、くみ取り、毎月の検査料のほかに県のほうの管理の費用というのが、うちは3,800円ですね。あれは立米でいくのかどうか知りませんが、大ききでいくのかどうか知りませんが、3,800円うちは必要なんです。そういうことを考えたときに、年間に5万円近く支払っていくという状況があるんですね。それを考えたときに、くみ取りをされている方に、今どれぐらい支払っているかということをお伺いしたときに、年間1万七、八千円というところをおっしゃったんですね。下水道を使用されている方の平均的な使用料支払いというのは、個人住宅ですよ、企業とかそういうことをのけて個人住宅の方で3万円は支払ってらっしゃらない状況なんですね。何人かにしか聞いてみませんので、そういう状況なんですね。ということは、合併浄化槽を利用されてい

る方が非常に負担が大きい状況があるんですね。

やはり自分で水を管理しながらやっていく状況っていうのを考えたときに、合併浄化槽を持っている人と下水道のつなぎ込みをしている人の不公平さが、やっぱりここに出て浮き彫りになってきているんじゃないかということ、平成23年度ではどういうふうを検討をされてきたのかという、これから修繕とか何とか、長寿命化計画の中で出てきて、このお金が、また借金をされるのかどうなのかということはわかりませんが、少なくとも平成23年度の中で、そういう議論がやっぱりあるべきだと思うんですね、この下水道の問題に関しては。

やはり、町民全体のことを考えたときに、下水道で処理している人だけのことを考えてするんじゃなくて、町民全体が終末処理をどうしているのかと。だから、合併浄化槽ですてらっしゃる家庭は一体何%あるのかということ、全体的に見ながら下水道事業というのをしっかりと行っていかないと、やはり、この問題で公正ではない不公平な状況が、もう現実出てきておりますので、その状況をどう把握してらっしゃるのかということ、しっかりとしてこられたのかということ、ちょっと町長のほうにはお伺いをしたいと思います。

○議長（山本 隆俊） 町長。

○町長（小澤 浩一君） まず、収納対策本部に投げかけまして、今、本部会議の中で話しております。今、23年度の状況から公平性をということでございますが、今あるこの問題は、下水道事業の推進をするのか、どういう方向に持っていくのかということで、そういう検討を課内と私たちとでやっているところでございます。

以上です。

○議長（山本 隆俊） 上下水道課長。

○上下水道課長（日野 祥二君） 上下水道課長。今、町長申し上げましたけども、少し私のほうで補足をさせていただきます。

まず第1点は、下水道の徴収漏れにつきましては、今現在は、監査報告の中にもありませんけども概略報告を申し上げますと、現在23年度末で306万円ほど残っております。

徴収方法につきましては、納付書を発送いたしまして、納付がない方につきましては、当然戸別で訪問を実施しておると、そういう状況でやっています。町外徴収につきましても、上水道も使用料未納世帯がありますので、そちらと合わせまして延べ8回、地域を分けて実施をいたしました。ただ、23年4月からコンビニ収納も可能となりましたので、全体で52件、14万8,254円実績があったところです。今後も同じように未納の方につきましては戸別訪問や電話でのお願いをし、できる限り徴収を行いたいというふうを考えておるところです。

それから、町長のほうで収納向上対策本部会議という言葉がありましたが、これにつきましては、今、上下水道課でやっております戸別訪問等の徴収にあわせまして、今後、収納向上対策本部会議の議題に上げまして、どういうふうな対策がとれるのかということ

協議しながら、あわせて進めていくことになるというふうに考えておるところであります。

それからもう一点、合併浄化槽が管理費が高いんだというようなお話がありました。——失礼いたしました。合併浄化槽、これ私どもの資料ですから多少、金額については上下があるかもしれません。それはお許してください。5人槽の合併浄化槽では、今お話しに出た環境科学協会の負担等もありますので、おおむね4万円程度かなと。浄化槽の型式等で、ひょっとしたらあるかもしれませんが、私どもで把握しておるのはおおむね4万円程度と。それから、下水道につきましては1人ですが、1人だとした場合に年間で約1万2,600円。それから、し尿くみ取り、これは大変安い状況です。今、議員おっしゃいましたように安い状況がありまして、10リッター当たり65円の負担ですから、月当たり、標準的な家庭で2,000円程度の負担ぐらいかなというようなことを考えております。

そうしますと、合併浄化槽につきましては、年間4万円程度のお金が必要になるということをお考えますと、これは先ほど答弁の中で申し上げましたように、人数が多くなりますと合併浄化槽は有利になります。例えば、世帯が5人、6人というふうに多くなりますと、合併浄化槽は定額ですから安くなるということになります。ただし、人数が少ない、例えば、お一人、お二人で合併浄化槽の5人槽、6人槽という形のつくっていただくと大きいということに、それは議員がおっしゃったような状況が生まれます。

それから下水道につきましては、そういうふうな状況ですから、下水道につきましては人数が少ないとその程度の金額で済むということで、先ほど申し上げましたように合併浄化槽の管理と下水道につきましては、家庭で何人でおるかということによって変わってくるということは考えております。

そういうこともありまして、平成27年度まで下水道計画をやっていきますが、今後、事業計画の中でいろいろな諸条件を検討いたしまして、議員がおっしゃるようなことも含めて検討を続けていくということになると思います。

以上です。

○議長（山本 隆俊） ほかに質疑はありませんか。これで質疑を終わります。

次に、認定第5号平成23年度高鍋町介護認定審査会特別会計歳入歳出決算について質疑を行います。質疑はありませんか。7番、中村末子議員。

○7番（中村 末子君） ある方から、一定の年になれば必ず介護認定を受けていただくシステムはできないのでしょうかという質問を、実は受けたんですね。介護保険を受けられるのにも思える方が周りにはいるんですよということを、その方はおっしゃったんですね。

確かに、介護保険を受けようとするならば、必ず認定を受けなければなりませんけれども、お医者さんの意見書が必要です。お医者さんにかかっておられない方もあるでしょうし、元気だけれど食事がつくれなくなってという方もおられると思うんです。包括支援センターで、その分のフォローはなされていると考えるんですけれども、認定のあり方について、住民からの要望などはなかったのかどうかお伺いしたいと思います。

○議長（山本 隆俊） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（河野 辰己君） 健康福祉課長。要介護認定につきましては、受付の相談時点におきまして家族構成や病歴、今何が一番困っているのかを包括支援センターにおいて十分な聞き取りを行います。介護を受けようとする方につきましてはさまざまな事情を抱えておられ、本人や家族の立場に沿って負担を軽減し生活が継続できるよう、サービスや入所施設への情報提供を行っております。

なお、認定のあり方について、住民からの要望はございませんでした。

以上でございます。

○議長（山本 隆俊） 7番、中村末子議員。

○7番（中村 末子君） ちょっと答弁が、私の質疑とちょっとかみ合わないと思うんですね。受付のあった方と言われたと思うんですね。だから、私がお話を受けたのは、介護保険をあの人は受ければいいのにと、だけど受付を、その人はすることも知らないし、受付をしなければならぬんだと、要するに介護保険をどうやって受けるのかというのを御存じのないひとり暮らしのお年寄りの方がいらっしゃるわけですね。

今までは、地域の方なりがかなりフォローをされていて、そしてまた地域の方が親戚の方なりに連絡をして帰ってこられたんですね。その方が、高鍋町は一体どうなってるんでしょうかねというふうにおっしゃったんですね。これは高鍋町だけじゃなくて西都のほうでも相談があったんですけども。受付がなくても、包括支援センターのメンバーがひとり暮らしのお年寄りの方とか、そういうことは把握してらっしゃると思うんです。だから、受付をするようにという提示を、その方にお勧めを、啓発をしていただいたかどうかということが知りたいわけですね。

だから、包括支援センターそのものの役割としては、恐らく受付をした人だけでなく、包括支援センターの大きな役割の一つの中に、地域の方をちゃんと状況を把握していきながら、その方が、例えば介護保険を受ける状況にあるにもかかわらず受付をされてないという状況の方については、受付をしたほうがいいよと、こういうサービスがあるよということを、しっかりとその方に啓発活動をしていながら受付を促していくという役割も、恐らく包括支援センターとしては持っていると思うんですね。だから、それがきちんと包括支援センターができたかどうかというところが知りたいわけですね。そこがあったか、だから受付があったかどうかじゃなくて、受付を促したかどうかというところを知りたいわけです。

○議長（山本 隆俊） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（河野 辰己君） 健康福祉課長。一般の住民の方から情報提供として、こういう困った方が、この地区にいらっしゃいますよという電話があったりとか、民生委員を通じて、そういう困った方がおられますよという情報提供がいろんなところからかってくる場合があります。そうした場につきましては、地域包括センターの職員がすぐ現場等に行きまして、先ほど申しましたような対応を行っておるところでございます。

以上でございます。

○議長（山本 隆俊） ほかに質疑はありませんか。——これで質疑を終わります。

次に、認定第6号平成23年度高鍋町介護保険特別会計歳入歳出決算について質疑を行います。質疑はありませんか。7番、中村末子議員。

○7番（中村 末子君） 収入未済額が減少した理由はあるのかどうか。

また、国の方針では、特別養護老人ホームから、ある程度の介護が必要だと自助として有料老人ホームへの方針転換を図りながら、国費用負担を下げたいと考えておるようです。高鍋町ではデイサービス所が増加しているんですけども、不必要な介護がないか、検討する場はどこでやっているのかどうかお伺いします。

また、基金積み立ては年々増加しているんですけども、積み立ての目的はわかるんですけども、保険料が高くなると、使わないように努力している方々から見ると不満が出ているところなんです。相互扶助という形で、国保も介護も住民が担っていくことで負担感がずっしりとあります。地方自治体の本来の姿からすると違うのではないかというふうに感じているんですが、どのような考え方で遂行されて、その目的は達成されているのかどうかお伺いします。

○議長（山本 隆俊） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（河野 辰己君） 健康福祉課長。まず、収入未済額が減少した理由についてでございますが、滞納者への徴収につきましては、徴収嘱託員等により臨戸訪問を行い、主に現年度分の納入に力を入れ、新たな滞納につながらないようにしております。過年度分につきましては、年金振り込み、家計収入があった際に納付能力に応じ、少額、分割による内入れなどを行うなど、きめ細やかな納付相談を行った結果、収入未済額が減少したものと考えております。

次に、介護サービスの適正化につきましては、事業者から提出されたケアプランのチェックを徹底して行うとともに、ケアマネジャー会議での指導及び検証を保健師が中心となって定期的に行っております。

次に、介護給付費準備基金につきましては、今後、あと数年しますと団塊世代が介護を必要とする時期となることを見据えまして、急激な費用負担増に対応するため適切な基金管理に努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（山本 隆俊） ほかに質疑はありませんか。これで質疑を終わります。

次に、認定第7号平成23年度高鍋都市計画畑田土地区画整理事業清算金特別会計歳入歳出決算について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 隆俊） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、認定第8号平成23年度高鍋町一ツ瀬川雑用水管理事業特別会計歳入歳出決算について質疑を行います。質疑はありませんか。7番、中村末子議員。

○7番（中村 末子君） 毎回質疑を行ってきただけなんですけれども、基金積み立てについて何らかの話し合いが行われてきたのかどうかお伺いします。

具体的に必要な経費について、どのくらいの金額が必要と判断されて話し合ってきたのかお伺いします。

雑用水を使われている畜産業の方の復興振興はどうなっているのか、どう把握してらっしゃるのかお伺いします。

○議長（山本 隆俊） 産業振興課長。

○産業振興課長（田中 義基君） 産業振興課長。お答えいたします。雑用水の管理事業における積立基金の取り扱いにつきましては、これまで答弁申し上げてきたと思うんですけれども、具体的に話をしていく中で、雑用水管理事業で独自の配管を所有するには、試算をしますと十数億円の費用がかかるというふうな算定がされました。もちろんその努力をしていくべきなんですけれども、実際には今後の畑地かんがいの維持管理の中で大規模補修等が必要になる際、当然その応分の負担をしなくてはなりませんけれども、そのときの費用に充てていくべきではないかというふうな検討を、今しております。

それから、雑用水使用の畜産業の方の復興につきましては、口蹄疫の終息後に水の利用がとまっていた農家さん、これも利用を開始されまして順調に復興してきているものというふうに判断しております。

○議長（山本 隆俊） 7番、中村末子議員。

○7番（中村 末子君） どうも見えないところが。確かに、独自の配管を行っていくと十数億円かかると。とてもじゃないけど、できませんよね。補助事業もありませんので。

しかし、修繕費なり応分の負担をしていきたいというふうに思ったらっしゃると、そこは考えてらっしゃると思うんですけど。応分の負担というのが大体どれくらいなんだろうかと。なぜ、このお金が気になるのかという一番大きな理由は、やはり、前、不正が起きました。水土里ネットワークの問題というのが、ここに私がいつも疑問を投げかけている状況なんです。

やはり、そのために積み立てをしておくということであれば、具体的な費用計画っていうのが、ある程度提示されないと、なかなか基金を積み立てても、例えば国保なり介護保険なり医療費の12分の4とかという形でしてはありますが、全体でどれだけの費用が、下水道ではありませんけれども、こういった修繕料が今からかかってくるのかというところの、長寿命化計画ではないんですけれども、そういったものに対しての雑用水が、どれだけの利用をしているからこれだけの負担率になると。じゃあ、これだけの金額を積み立てないといけないという具体的な内容がないと、なかなか基金を積み立てるにしても、やみくもに積み立てていたのでは、申しわけないなという気がするんですよ。

そうじゃなくて、これだけしかお金がありませんから、積み立てた金額の中でこれだけしか出せませんかとかそういうことではなくて、やはり全体的にちゃんと計画をしておかないと、お金が余っていると勘違いをして、不必要なところに費用負担をしていく可能性も

ないとは言えない状況が、これから先、生まれてくるんじゃないかなというふうに思いますので。話し合いを多分なされていると思うんですけども、この決算の中で、ほかの自治体と話し合いをされたのかどうか。話し合いを一切しないまま、基金をどんどん積み立てていっている状況なのか。その辺を、年に何回ぐらい話し合いをしているのかということをごちょっと知りたいんですが、どのぐらいなされているんでしょうか。

○議長（山本 隆俊） 産業振興課長。

○産業振興課長（田中 義基君） 産業振興課長。御指摘のような心配もあろうかというふうに思っております。これまで、雑用水の管理事業の調整協議会というのがございます。この中に、理事会はもちろん各首長さんでございますし、あと幹事会というのが私ども担当の部の者でございますけれども、一月、二月あたりには1回、その幹事会等をやっておりますので、その都度その都度、今私どもがこういう積み立てをしているという状況を御説明申し上げながら、当初、議会等で、今まで答弁をしてきた内容等でいきますと、十数億かかるということも一ツ瀬のほうから計算をしてもらいまして、ざっとそういう計算が出ました。

ただ、じゃあ今後の方針についての応分の費用が云々ということに関しましては、確かに今、一ツ瀬の管の太さとか配管の長さとか面積とか、そういったものによって、どの部分が補修になったら、その分の応分の負担があるのかという部分が、明確にやっぱり出てきておりません。

そういう面では、今から先、例えばここの部分を一ツ瀬のほうで改修が必要だということになれば、その部分についての具体的な計算というのをその時点でやらせていただいて、その時点で予算の中のこういうものに使いますよという発言といいたいでしょうか、御提案とかいうことを申し上げていく形にしていきたいというふうに思っています。

以上であります。

○議長（山本 隆俊） ほかに質疑はありませんか。——これで質疑を終わります。

次に、認定第9号平成23年度高鍋町水道事業会計決算について質疑を行います。質疑はありませんか。7番、中村末子議員。

○7番（中村 末子君） 監査委員の意見書の中で、給水原価が供給単価を16.9円上回っているとの指摘がありました。私は、安全で良質な水を低い金額で供給できている現在の状況に満足しているんです。企業努力をどのようになされてきたのかお伺いしたいと思います。

有収水量を引き上げるための漏水調査なども行われ、その効果は出ていると考えますが、具体的な効果について説明を求めたいと思います。

借入金の返済については、どのような考えで運営をしてきたのか方針を述べていただき、その成果としてどうだったのか答弁を求めたいと思います。

○議長（山本 隆俊） 上下水道課長。

○上下水道課長（日野 祥二君） 上下水道課長。お答えをいたします。今年度の決算では、

給水原価が供給単価を16.9円上回っておりますが、水道事業の収入は水道料金以外に加入負担金や消火栓の維持管理等別に収入がございます。そのような収入も合計して黒字での運営を続けているところであります。今後も収入の確保と経費の節減に努力し、安全な水道水の供給を続けてまいります。

次に、漏水調査についてであります。調査の目的は、早期発見、早期修繕と漏水事故率の高い管路の把握を行うことで計画的な管路更新が実施できることとあります。そのような対応をとることで、漏水件数、修繕経費の減少につながっております。具体的には、平成22年度の漏水件数が35件に比較しまして、23年度は30件となり、修繕費用につきましても73万円ほど減額ということになっております。

次に、借入金の返済と成果でございますが、返済につきましては、返済計画に基づく返済を行っております。起債につきましても、水道管の更新工事については、できる限り計画的に行うなど事業費の抑制を図り、改良工事への自己資金の計画的な投入や企業債借入額の抑制を図ることで安定した経営に努めているところであります。

また、平成19年度には低利な企業債に借りかえを行っております。今後も、そのような制度が利用できる場合は積極的に取り組んでまいりたいと考えておるところです。

○議長（山本 隆俊） ほかに質疑はありませんか。——これで質疑を終わります。

次に、議案第33号高鍋町災害対策本部条例の一部改正について質疑を行います。

質疑はありませんか。7番、中村末子議員。

○7番（中村 末子君） 条例を改正することによるメリットっていうのはあるんでしょうか。

○議長（山本 隆俊） 総務課長。

○総務課長（間 省二君） 今回の条例改正でございますけど、市町村災害対策本部の根拠法である災害対策基本法が改正されました。これまで、都道府県災害対策本部と同一の規定で定められていたものが、別の規定として新設されたため、今回所要の改正を行うものであります。

したがって、町にとって利益、不利益が生じるといった性格のものではございません。

○議長（山本 隆俊） ほかに質疑はありませんか。——これで質疑を終わります。

次に、議案第34号高鍋町税条例の一部改正について質疑を行います。質疑はありませんか。7番、中村末子議員。

○7番（中村 末子君） 非営利団体と掲げてあるんですけども、高鍋町には幾つの団体が存在し、この税条例の一部改正の恩恵を受けられるところというのは、一体幾つぐらいあるんでしょうか。

○議長（山本 隆俊） 税務課長。

○税務課長（原田 博樹君） 税務課長。町内に非営利団体としてどれぐらいあるのかという御質問でございますけれども、町内にはNPO法人、これが9つ存在しておりますけれ

ども、今回の税条例の改正においては該当する団体ではございません。

また、該当する団体として町内に主たる事務所を有する社会福祉法人、これが——該当する団体として社会福祉法人、これが10団体ほどございます。

以上です。

○議長（山本 隆俊） ほかに質疑はありませんか。

しばらく休憩します。

午前11時50分休憩

午前11時50分再開

○議長（山本 隆俊） 再開します。

しばらく休憩します。

午前11時52分休憩

午前11時52分再開

○議長（山本 隆俊） 再開します。

ほかに質疑はありませんか。——これで質疑を終わります。

次に、議案第35号平成24年度高鍋町一般会計補正予算（第2号）について質疑を行います。質疑はありませんか。7番、中村末子議員。

○7番（中村 末子君） ちょっと幾つかありますので、ちょっとゆっくりと読みますね。

民生費補助に関して地域支え合い体制とあるんですけども、具体的にはどのような支え合いを目指しているのか。

商工費補助金は、どのような目的で行われるのか。

農林水産業費助成があるんですけども、埋却地について、今後どのような支援、活用が見込まれていくのか、お伺いしたいと思います。

そして、学校の防水工事はちょっと違ったんですかね。はい、いいです。防水工事に関してちょっと質疑を提案してたんですけども、私の見間違いということみたいなんですけれども、これはまたちょっと後で委員会のときに質疑をします。

朝倉市の集中豪雨による被害には心からお見舞いを申し上げます。朝倉市へお見舞金が出されるようですが、全体の被害額はもう出ているのでしょうか。被害額が出ていること、わかっていればお伺いしたいと思います。

予防費の増額があるんですけども、具体的な内容についてはどんなものなのか。

農政企画費について、青年就業に関してはどのような内容で計画されているのかお伺いします。

口蹄疫プレミアム商品券発行に関して、どのような効果を期待しているのか。また、口蹄疫復興支援策としては、ほかにも必要な農業支援などがあるのではないかと考えます。

れどもいかがでしょうか。

河川総務費の急傾斜地関係では、降雨時に再び水が出るのではと考えられる地域であると私は思うんですね。どのような工法で行う予定なのかお伺いしたいと思います。

○議長（山本 隆俊） ここでしばらく休憩したいと思います。1時から再開いたします。

午前11時55分休憩

午後1時00分再開

○議長（山本 隆俊） 再開します。

答弁の前に、午前中の中村議員の質疑に対して、健康福祉課長のほうから訂正箇所があるそうですので許可します。

○健康福祉課長（河野 辰己君） 先ほど、認定第2号国民健康保険特別会計のところで特定健診の受診率を、私、誤って34.5%というふうに申し上げましたが、正確には35.9%でありましたので訂正をお願いいたします。よろしく申し上げます。

○議長（山本 隆俊） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（河野 辰己君） 健康福祉課長。地域支え合い体制づくりについてお答えいたします。地域支え合い体制事業について若干説明を申し上げたいと思います。町、住民組織、NPO法人、福祉サービス事業者などとの協働により、見守り活動チーム等の人材育成、地域資源を活用したネットワークの整備、先進的パイロット事業の立ち上げ支援など、日常的な支え合い活動の体制づくりに対するモデル的な助成を行うものでございます。

当町の事業としましては、地域の高齢者や障害者、認知症を患う方とその家族など、地域社会のつながりや支援が必要な方々を、地域において日常的に支える活動を行う体制を整備を行うものでございます。

具体的な事業としましては、まず1点目に介護マーク、認知症ハンドブック、高齢者支え合いマップの作成、2点目に健康遊具の設置、3点目としまして高齢者及び障害者向けサーフィンスクールを行うものでございます。なお、事業経費につきましては全額、県から支出されることとなっております。

次に、予防費増額についてでございますが、国の予防接種実施規則改正によりまして、本年9月から従来の生ポリオワクチンから不活化ポリオワクチンに変更となるための補正予算でございます。

以上でございます。

○議長（山本 隆俊） 産業振興課長。

○産業振興課長（田中 義基君） 産業振興課長。まず、商工費補助金のみやざきから東日本へ感謝を届ける市町村支援事業補助でございますけれども、この補助事業は一昨年の中東日本大震災の被災地からいただいた温かい支援に対しまして少しでも恩返しするために、県の10分の10の補助により、

各市町村の特色を生かした東日本大震災被災地への支援事業に取り組むものでございます。本町は当然、口蹄疫の被災地の中心地でございますので、ぜひとも取り組むべきと考えまして、今回、予算計上をさせていただいたところでございます。

具体的には、被災地の子供たちを——冬休み期間中になりますけれども——招待いたしまして、地元の子供たちとの交流事業を行いたいというふうに考えております。現在、県とか関係団体と協議しまして事業内容の検討を行っているところでございます。

次に、埋却地の管理支援事業のことと判断してお答えいたしますけれども、埋却地についての今後の支援でございますけれども、来年で埋却後3年を迎え、埋却地を農地として利用できるようになります。この利用できる農地に戻すための事業について、国、県と協議に入っているところでございます。埋却地をきちんとした農地に戻し、営農を行っていただくための支援を国、県と一体となって実施していきたいというふうに思っております。

それと、農政企画費の青年就農給付金についてでございますが、今年度新規に設けられたものでございまして、45歳未満の方で、かつ定められた要件を満たす独立・自営就農として経営を開始した農業者の方に対し、年間150万円を給付するものでございます。今回は3名の方の給付を計画しております。今後、申請及び審査を行ってまいりたいというふうに思っております。

それから、次に口蹄疫、これに関しましても、先ほど認定1号に対する質疑と重複するようで大変恐縮なんですけれども、消費者の方が町内で物を購入しようという意欲を喚起させる効果は十分にあると判断しております。そのことが町内の中小小売店、飲食店の復興支援に少なからず寄与することを期待しまして実施するものでございます。

また、口蹄疫復興のためには、ほかに農業への支援策などもあるのでどの御質疑ですが、今年度も幾つか新たな補助事業に取り組みまして、口蹄疫による被害からの復興に向けて立ち向かっておられる農家さんに対し、農業経営の安定や規模拡大への取り組みを進めてもらっているところでございます。

以上でございます。

○議長（山本 隆俊） 総務課長。

○総務課長（間 省二君） 朝倉市の集中豪雨に対する被害についてであります。8月30日現在の朝倉市による速報値で、人的被害2名、住宅被害195戸、その他被害約33億5,700万円となっております。

○議長（山本 隆俊） 建設管理課長。

○建設管理課長（芥田 秀則君） 建設管理課長。今回の補正につきましては、県事業の脇地区急傾斜地崩壊対策事業の負担金でございます。本年度事業が、測量、調査、設計の予定でありますので、工法については現在のところ決定はしておりません。

○議長（山本 隆俊） 7番、中村末子議員。

○7番（中村 末子君） 7番。私が脇地区の急傾斜地関係で質疑をした一番大きな理由は、あそこはもう常時、水が、ちょっと降雨時になると、もう常時、水の出ているところなん

ですよね。だから、これが例えば工事をしても、その後に本当にそれで対応ができるのかどうかということが不安です。だから、地元の人たちからは恒久的な対策というか、できればほしいですねという話もちよっと出ていた関係で、どういった形で行うのか、ぜひ聞いてほしいというのもちよっと出てきてたんですよね。

だから、水を逃がすというか、逃がしていく工法というのをどうするのかと、逃がす方向をどうするのか。あそこの地形そのものが、もう何か水が常に出ている状況っていうのをちよっと聞いたもんですから。私もあそこの地形については、よくわからないんですけど、常に水が出ることについて、どういった水を逃がす工法をしてくれるんだろうかと、ちよっと心配されてた部分がありましたので。工事をした後で、また同じような状況ちゅうのが出てきたら大変だなということが、ちよっと地域の方から出てきましたので聞きましたけど。まだ出ていないということですけど、地域の人たちから意見聴取をされるのかどうかということが一つ気になっておりますので、もし答えられるのであれば答えていただきたいと思います。

そして、先ほど答弁はあったんですけど、農業支援が必要なのではないかって思った一番大きな理由は、この長雨で、お米は確かに高く取引をされたようなんですけども、野菜がもう本当に全滅に近いというぐらい非常に農家の方が——農業をされている方が議員さんにもいらっしゃるんですけど、私が質疑する事柄で、ひょっとしたらないのかもしれませんが。やはり、野菜のつくってらっしゃる農家が多いもんですから、そういう形で相談を受けたりとかしていく中で、やはり必要な農業支援というのが何か具体的に、ひょっとしたらあるんじゃないかと。

商店街の皆さんにプレミアム商品券という形でも、もちろん効果はあるのかもしれませんが、それ以上に一番農家の人たちがちゃんと潤えば、商店街に対してもお買い物に行ってくださいという状況というのは、私はあるんじゃないかなというふうに思うんですよね。できれば、そのような流れを考えたときに一番基礎的な分野、一般質問もちよっと展開しますが、一番基礎的な分野に、もう少し手厚い状況を、何か方策がないかということをもう一度、再度お伺いしたいと思います。

そして、青年就業に関して3名の給付を予定しているということでしたけど、これはもう具体的な名前が上がっているのかどうか。それと、新たにこういう人を募集するとか、どういう形で募集をかけていくのか。また、認定農業者というのに、それで認定農業者じゃないとだめなのかどうなのかというところが、青年就業に関してちよっとわからないところがありますので答弁をいただけたらと思います。

○議長（山本 隆俊） 建設管理課長。

○建設管理課長（芥田 秀則君） 建設管理課長。地区住民の方の意見をということでございますけども、昨年度も予備設計の段階で地区の方を集めまして説明会を行っております。今回も詳細設計とかボーリング調査に入っていきますので、地区の方を集めて、また説明会があると聞いております。

以上です。

○議長（山本 隆俊） 産業振興課長。

○産業振興課長（田中 義基君） 産業振興課長。2点ほどの御質疑だったと思います。農業全般に関しまして、作物についての支援云々というのは、その価格の補填なり何なり、従来の持っているものもございましたが、この御質問を通しての趣旨でございます口蹄疫からの復興ということで、商店街に対しての支援のほかに農業の方ということでの御質疑だろうと思いますけれども。特に園芸産地の基盤強化緊急整備事業とか、これについては畜産農家から耕種に転向された方に関しましての補助、機材等の導入とか、そういったものへの補助。それとか、園芸やってらっしゃるところで。特定の病害虫に関しましての防除のためのシート、ネットとかタイベックシートとか、そういったものについても約1,000万円近くの補助支援策を設けているということでございます。

それから、もう一点の青年就農者、今回の青年就農給付金の御質問だと思いますけれども。もちろん、いろんな条件がございまして、先ほど幾つか上げましたけれども、それプラス、あくまでも認定農業者の中の基盤になる農家という認定がなければ、だめだという条件もございます。

それから、先ほど当初の答弁の中に言いました独立自営っていうのもございますけれども、親元での雇用も、これもだめだということになっておりまして、親元と一緒にされるとしても、あくまでもその農地等を自分のものにするのか、移譲関係をされるかそういったもの、それと契約等もちゃんとやっておられるというところでないと、なかなか難しいというふうになっております。

以上でございます。

○議長（山本 隆俊） ほかに質疑はありませんか。——これで質疑を終わります。

次に、議案第36号平成24年度高鍋町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について質疑を行います。質疑はありませんか。7番、中村末子議員。

○7番（中村 末子君） 先ほども特定健診のことは聞いたんですけど、国の厚生労働省のほうの基準がちょっと変わってるんじゃないかなと思うんですが、特定健診に対するペナルティーというのはどうなってるのか、変更になってくるのか、どうなってるのか、経緯をお示し願いたいと思います。

○議長（山本 隆俊） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（河野 辰己君） 健康福祉課長。お答えいたします。特定健診に対するペナルティーについてでございますが、国の医療費適正化基本方針では、平成25年度から開始される後期高齢者支援金の可算、減算の実施方法につきましては、加算となる対象保険者は特定健診、特定保健指導を実質的に行っていない保険者としているため、当町のよう実施している保険者には、加算、減算はない形で平成29年度まで進めることとなっております。

以上でございます。

○議長（山本 隆俊） ほかに質疑はありませんか。——これで質疑を終わります。

次に、議案第37号平成24年度高鍋町下水道事業特別会計補正予算（第1号）について質疑を行います。質疑はありませんか。7番、中村末子議員。

○7番（中村 末子君） 台帳作成で減額が出ているんですけれども、これは長寿命化計画との関連があるのかどうかお伺いしたいと思います。

○議長（山本 隆俊） 上下水道課長。

○上下水道課長（日野 祥二君） 上下水道課長。お答えをいたします。下水道台帳作成業務は、現在の下水道台帳を紙媒体からデジタル化するための業務です。長寿命化計画は浄化センターの主要機器類の改修計画であるため、関連はございません。

○議長（山本 隆俊） ほかに質疑はありませんか。——これで質疑を終わります。

次に、議案第38号平成24年度高鍋町介護認定審査会特別会計補正予算（第1号）について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 隆俊） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第39号平成24年度高鍋町介護保険特別会計補正予算（第1号）について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 隆俊） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第40号平成24年度高鍋町一ツ瀬川雑用水管理事業特別会計補正予算（第1号）について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 隆俊） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

以上で総括質疑を終わります。

お諮りします。認定第1号及び議案第33号から議案第35号までの4件につきましては、お手元に配付しました付託議案審査日程表のとおり、それぞれ所管の各常任委員会に審査を付託することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 隆俊） 異議なしと認めます。したがって、認定第1号及び議案第33号から議案第35号までの4件につきましては、各常任委員会に審査を付託することに決定しました。

お諮りします。議案第32号及び認定第2号から認定第9号までの9件につきましては、議長及び監査委員を除く14名をもって構成する特別会計等決算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することにしたいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 隆俊） 異議なしと認めます。したがって、議案第32号及び認定第2号から認定第9号までの9件につきましては、議長及び監査委員を除く14名をもって構成す

る特別会計等決算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することに決定しました。

なお、委員長には副議長、副委員長には文教福祉常任委員長を指名したいと思います。  
御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 隆俊） 異議なしと認めます。したがって、委員長には副議長、副委員長には文教福祉常任委員長が決定いたしました。

お諮りします。議案第36号から議案第40号までの5件につきましては、議長を除く15名をもって構成する特別会計予算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することにしたいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 隆俊） 異議なしと認めます。したがって、議案第36号から議案第40号までの5件につきましては、議長を除く15名をもって構成する特別会計予算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することに決定いたしました。

なお、委員長には副議長、副委員長には文教福祉常任委員長を指名したいと思います。  
御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 隆俊） 異議なしと認めます。したがって、委員長には副議長、副委員長には文教福祉常任委員長が決定いたしました。

---

○議長（山本 隆俊） 以上で、本日の日程は全て終了しました。

これで本日は散会します。

この後、1時35分から特別委員会を開催いたします。

午後1時20分散会

---